

第4次青森県循環型社会形成推進計画(原案)の概要

第1章 計画の概要

1 策定の趣旨

循環型社会の形成を目指し、廃棄物の適正処理と資源の循環利用を一体的かつ、効果的・計画的に推進するために策定
(前回策定:平成28年3月)

2 計画の性格と位置付け

本県の「廃棄物処理計画」であるとともに、循環型社会の形成に関する施策を定めるもの

また、本計画から新たに県の「食品ロス削減推進計画」及び「ごみ処理広域化・集約化計画」としても位置づけるもの

3 計画期間

令和3年度から令和7年度まで(5年間)

第2章 循環型社会形成に向けた現状と課題

1 廃棄物処理の現状と課題

(1) 一般廃棄物の現状と課題

・H30 1人1日当たりごみ排出量 1,002g(全国43位)
(生活系ごみ680g・事業系ごみ322g)

生活系ごみは第3次計画の目標値(680g)を達成したが、未だに全国値(918g/生活系638g・事業系ごみ280g)を上回っており、事業系ごみとともにさらなる減量化が必要

・H30 リサイクル率14.5%(行政回収分)/29.9%(民間回収含む)
行政回収分は全国値(19.9%)を下回っており、引き続き、全国値の約7割にとどまっている紙類の資源化量をはじめ、さらなる資源化量の増が必要

一方、民間事業者による資源化量は増加傾向

(2) 産業廃棄物の現状と課題

・H30 排出量316万2千t、再生利用量152万t、
最終処分量7万1千t

前回調査時(H25)と比較して、排出量及び最終処分量は増加したが、再生利用量も増加

引き続き、排出量及び最終処分量の抑制と再生利用量の増加に向け、関係者の責任と役割分担に応じた取組が必要

2 物質循環の現状と課題

H30 循環利用量543万5千t(循環利用率63.9%)
最終処分量12万5千t

前回調査時(H25)と比較して、循環利用量及び循環利用率は減少(△27万1千t/△1.4p)したが、最終処分量も減少(△2万t)

引き続き、資源生産性の向上、減量化量及び最終処分量等の改善による物質フローの改善に向けた取組の推進が必要

第7章 計画の推進

1 推進体制

事業者団体、NPO、各種団体、行政等で構成する「もったいない・あおり県民運動推進会議」において推進

2 進行管理

取組状況の点検・公表、必要に応じた見直し等により管理

第3章 目指すべき循環型社会のイメージと目標

〈本県が目指す循環型社会のイメージ〉

目標値(令和7年度)

○一般廃棄物

・1人1日当たりごみ排出量 940g
(生活系640g、事業系300g)

・リサイクル率 行政回収分 17%
民間回収分を含めた全体分 34%

近年、民間事業者による資源回収が定着していることを受け、民間回収分を含む全体としてのリサイクル率の目標を新たに設定

○産業廃棄物

・排出量を平成30年度より約0.4%増以内に抑制する
・再生利用量を平成30年度より約0.3%増加させる
・最終処分量を平成30年度より約1.4%減少させる

○関連目標(本文P46参照)

本計画から新たに、以下の個別の項目ごとに目標を設定
・食品ロスの削減目標
・災害廃棄物処理対策の推進目標
・バイオマスの活用目標

第4章 施策の方向性と各主体の役割・取組

1 施策の方向性

○基本方向

県と市町村が適切な役割分担の下、施策の推進に取り組み、県民総参加で目標実現を目指して取り組んでいく

○計画期間中の重点取組

- ・プラスチック資源循環の推進
- ・食品ロス削減対策の推進
- ・行政・民間事業者等各主体の連携強化

各主体における全般的な取組の総合的な推進のほか、近年の国内外における諸課題や本県の状況を踏まえ、重点取組を設定し、集中的に取り組んでいく

2 県の役割・取組

県は、全県の・広域的な取組のコーディネーター及び主体として次の施策に取り組む

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 重点取組の推進 | (5) 環境公共の推進 |
| (2) 一般廃棄物の3Rの推進 | (6) 廃棄物の適正処理の推進 |
| (3) 産業廃棄物の3Rの推進 | (7) 不法投棄対策の推進 |
| (4) リサイクル関連産業の振興 | (8) 環境教育・環境学習の推進 |

3 市町村の役割・取組

4 県民・事業者・NPO等の役割・取組

5 個別のリサイクル法による取組

第5章 食品ロス削減対策の推進

1 基本的な方向

全ての県民・事業者等が、食品ロスの問題や各主体に期待される役割と具体的な行動を理解するとともに、行動の変革が広がるよう、多様な主体が連携し、県民総参加で食品ロスの削減を推進していく

2 各主体の取組(本文P67~72参照)

- (1) 県の取組
県民への普及啓発、事例紹介等による事業者の取組支援など
- (2) 市町村の取組
地域の特性を踏まえた取組の推進など
- (3) 県民の取組
生活の中での取組実践など
- (4) 事業者の取組
事業活動の中での取組実践など
- (5) NPO等の民間団体の取組
活動の中での取組実践、普及啓発など

第6章 持続可能なごみ処理体制の整備促進

1 災害廃棄物処理対策

「青森県災害廃棄物処理計画」(平成30年3月)に基づき、災害廃棄物の適正処理の確保、円滑かつ迅速な処理を推進する旨を記載

2 ごみ処理広域化・集約化に向けた方針(本文P73~78参照)

平成10年4月に策定した「青森県ごみ処理広域化計画」を継承し、県内を6広域ブロックに分け、各区域内におけるごみ処理体制を将来的にも持続可能なものとするため、市町村等によるごみ処理の広域化・集約化に向けた検討の方針を示す